

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成29年6月1日提出

高山市長 國島 芳明

記

No.	項目	内容	
1	発生時期・場所	平成28年12月8日 午前9時20分頃 高山市三福寺町1800番地（高山市資源リサイクルセンター駐車場内）	
	事故の概要	後退した公用車と停車車両との接触事故	
	相手方	[REDACTED]	
	事故の種類	人身（頸部挫傷等）	物損
	被害総額・市の過失割合	251,660円・100分の100	
	賠償金	251,660円	
	内訳	保険金	251,660円
	一般財源	—	—
	専決年月日	平成29年5月19日 地方自治法第180条第1項	